放射性廃棄物（地層処分）政府WGの経過と現状

2015.7.31

伴英幸

原子力資料情報室

放射性廃棄物WG委員

地層処分方針への経過

- 海洋(底)処分方針👉❌(ロンドン条約,1972)
- 地層処分へ
  - 原子力委員会決定（1976）
  - 原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会（1980）
  - 放射性廃棄物処分問題懇談会報告書（1998）
  - 技術的信頼性報告書(JAEA,1999)
  - 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(2000)
  - 原子力発電環境整備機構設立(2000)

高レベル放射性廃棄物とは

- 日本ではガラス固化体をいう
- 再処理しない政策👉使用済み燃料
- 日本で扱う高レベル廃棄物は

① 再処理工程にある廃液 (650㎥)

② 使用済み燃料（17,000t）

③ ガラス固化体（2,167本）

第1回最終処分関係閣僚会議

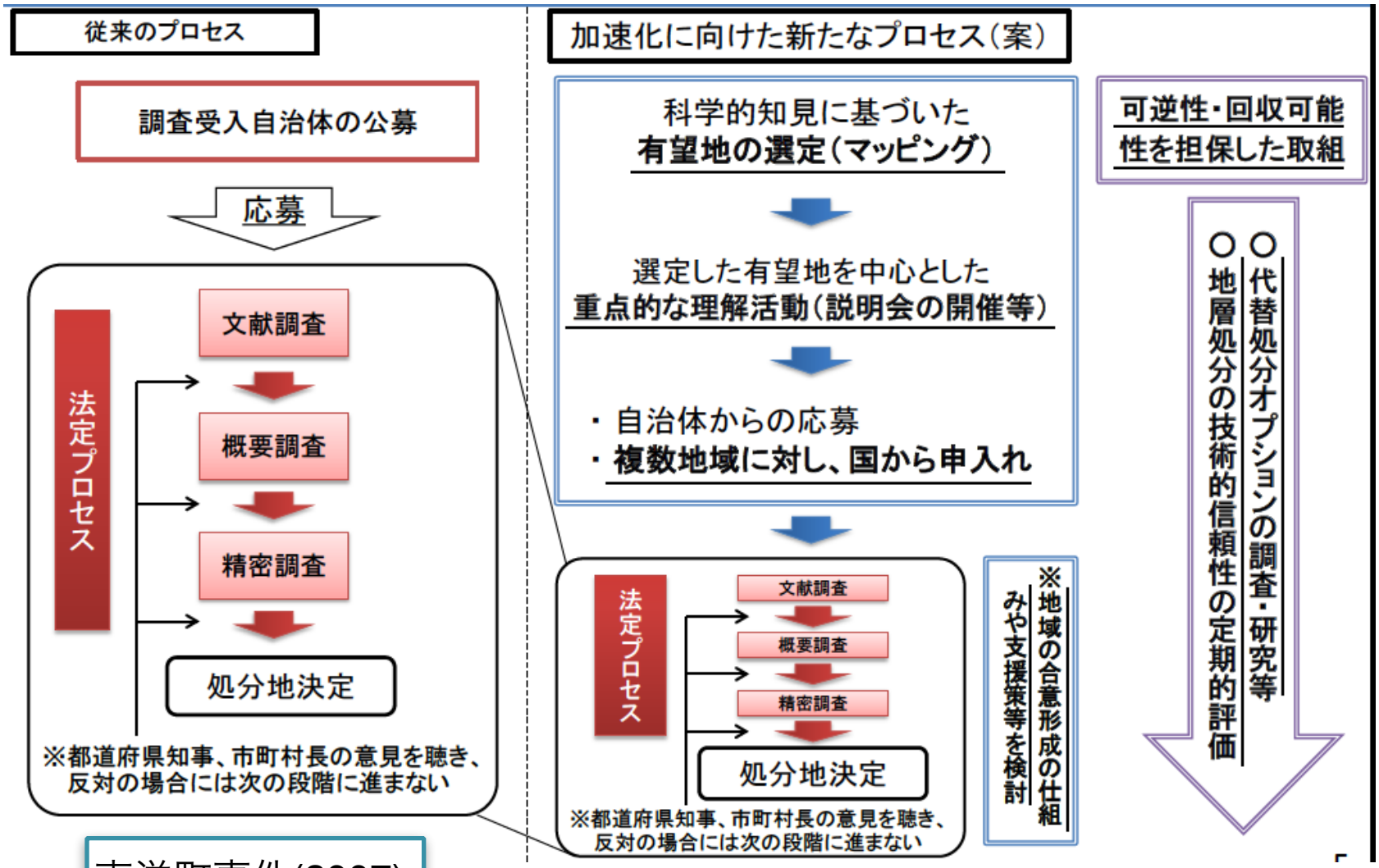

東洋町事件(2007)

第2回最終処分関係閣僚会議

- 「科学的有望地」をより明瞭に規定

○「科学的により適性が高いと考えられる地域」の具体的要件・基準等について、以下の2要素を考慮し、総合資源エネルギー調査会（総合エネ調）にて専門家の更なる検討を進める。

― 地球科学的観点からの適性

【参考】総合エネ調 地層処分技術WG中間とりまとめ（2014年5月）
処分に適さない地域として避けるべき要件：
①火山から15km以内、②過去10万年の隆起量が300m（沿岸部は150m）超、
③活断層がある場所において断層長さの100分の1の幅

― 社会科学的観点からの適性

（諸外国の検討項目例）
環境の保護、土地利用の状況、輸送の確保、人口密度など

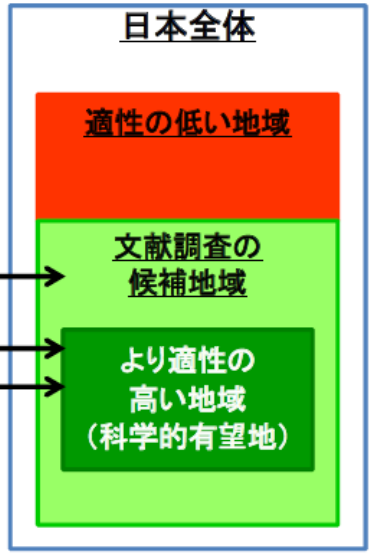

○処分地選定を円滑・着実に進めるには、選定の考え方や進め方に関し地域の理解を得ていくことが第一。そのため、全国知事会等とも連携し、国から都道府県・市町村に対し情報提供を緊密に行い、丁寧な対話を重ねていく。

○総合エネ調の審議等を踏まえ、最終処分法に基づく基本方針を改定する。

日本学術会議の提言（2012.9）

1. 処分政策の抜本的見直し
2. 科学技術能力の限界の認識と科学的自立性の確保
3. 暫定保管および総量管理を柱とした政策枠組みの再構築
4. 金銭的便益提供を中心的な政策手段とせず、負担の公平性に対する政策決定手続きをする
5. 討論の場の設置による多段階合意形成
6. 長期的な粘り強い合意形成への取り組み

これに対して政府（放射性廃棄物対策室）は、１、４、６を無視。

日本学術会議の提言（2015.4）

フォローアップ委員会

-国民的合意形成に向けた暫定保管-

1. 回答で提示した提言を政府等が政策等に反映しやすくするため
2. 乾式貯蔵で50年間の暫定保管、最初の30年で合意形成と候補地選定。保管施設は電力の責任で、配電権益内に1ヵ所以上。
3. 国民は、本意か不本意かにかかわらず原子力発電の受益者となっていたことを自覚し
4. 再稼働に対する判断は、新たに発生するHLWの保管容量の確保と暫定保管計画の作成も条件
5. 組織体制：「高レベル放射性廃棄物問題総合政策委員会」の設置、その下に「核のゴミ問題国民会議」と「科学技術的問題検討専門調査委員会」を設置

http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t212-1.pdf

これに対する政府の対応なし

原子力委員会見解（2012.12）

抜本的見直し提言に不同意。だが、処分懇以降のこれまでの経緯を国民に説明するべきだった。処分技術の選択肢の権利が国民にあることを見過ごしていた。国民とのコミュニケーションを怠ってきた。政府は、全国知事会への働きかけを行うべきだった。交付金で解決しようとした、など反省を述べた上で

- 処分すべきHLWの量と特性を核燃料サイクル政策と一体で明らかにすること
- 地球科学分野の最新の知見を反映して地層処分の実施可能性について調査研究し、その成果を国民と共有
- 暫定保管の必要性と意義の議論を踏まえて取り組みの改良・改善を図ること
- 処分に係る技術と処分場の選択の過程を社会と共有する仕組みを整備すること
- 国が前面にでて再構築に取り組むこと

基本方針の改訂

基本方針の改定のポイント

（1）現世代の責任と将来世代の選択可能性

○廃棄物を発生させてきた現世代の責任として**将来世代に負担を先送りしない**よう、地層処分に向けた対策を確実に進める。

○基本的に**可逆性・回収可能性**を担保し、将来世代が最良の処分方法を選択可能にする。幅広い選択肢を確保するため**代替オプション**を含めた技術開発等を進める。

（2）全国的な国民理解、地域理解の醸成

○最終処分事業の実現に貢献する地域に対する**敬意や感謝**の念や社会としての利益還元の必要性が広く国民に共有されることが重要。

○国から全国の**地方自治体**に対する情報提供を緊密に行い、丁寧な対話を重ねる。

（3）国が前面に立った取組

○国が科学的により適性が高いと考えられる地域（**科学的有望地**）を提示するとともに、理解活動の状況等を踏まえ、調査等への理解と協力について、関係地方自治体に**申入れ**を行う。

（4）事業に貢献する地域に対する支援

○地域の主体的な合意形成に向け、多様な住民が参画する**「対話の場」**の設置及び活動を支援する。

○地域の持続的発展に資する**総合的な支援措置**を検討し講じていく。

（5）推進体制の改善等

○事業主体である**NUMO**（原子力発電環境整備機構）の体制を強化する。

○信頼性確保のために、**原子力委員会**の関与を明確化し、継続的な評価を実施する。**原子力規制委員会**は、調査の進捗に応じ、安全確保上の考慮事項を順次提示する。

○**使用済燃料**の貯蔵能力の拡大を進める。

当面の取り組み

基本方針の改定を踏まえた当面の取組

国民の関心喚起・理解醸成のための取組

○基本方針の改定の経緯や考え方等について、広く国民の理解を得ていくため、幅広い年代層・地域に関心を持っていただくことを意識しつつ、全国的な情報提供や意見交換等を進める。

○第一弾として、地域ブロック毎に9都市で全国シンポジウムを開催（5月23日～）。

地方自治体への情報提供（連絡会の開催）

○全国の自治体への情報提供を緊密に行うため、総務省の協力を得て、各地域毎に、経済産業省と自治体の連絡会（説明会）を速やかに開催する（6月中を目途）。

※前回の最終処分関係閣僚会議（昨年9月30日）以降の進捗
・昨年11月の全国知事会議にて、高木経済産業副大臣から情報提供に関する協力を要請の上、各都道府県を訪問・説明。
・総務省の協力を得て、本年3月から、全国の市町村に対しても関連情報等の提供を開始。

使用済燃料の貯蔵能力の拡大

○最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このため、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。

○使用済燃料対策の強化に向けた国としての基本姿勢を示すとともに、国や事業者による具体策を盛り込んだ「アクションプラン」を策定する。